

荒川中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日 荒川中学校いじめ防止委員会

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる、という基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために「荒川中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における、いじめ防止のための基本的な姿勢は次のとおりとする。

○温かな人間関係（生徒・教師・保護者・地域住民などと）を築く。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。

○生徒の人権感覚を高める。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。

2 いじめとは

いじめとは、生徒に対して、一定の関係にある人が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校は、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内体制について

- ・いじめ防止推進教師を校長が任命し、生徒の些細な変化に関する情報を集約・分析する。
- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づけ、主任会の後に週1回開催する。構成は、校長、教頭、いじめ防止推進教師、生徒指導主事、教務主任、養護教諭とする。
必要に応じてSC、PTA会長を加えることができるものとする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からの学校評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

4 いじめ未然防止について

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人が掛け替えのない存在であるといった、命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・いじめは決して許されないことという認識を生徒がもつような、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは、いじめをしていることにつながることや、いじめを見たら、他の先生方や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切を指導する。
- ・地域交流の一貫として、生徒によるよさこいを敬老会や小学校で披露する機会を設ける。

＜教員に対して＞

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒の自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・いじめは決して許さない、という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・小中合同研修会において、授業参観を行い、見せ合い授業を実施する。

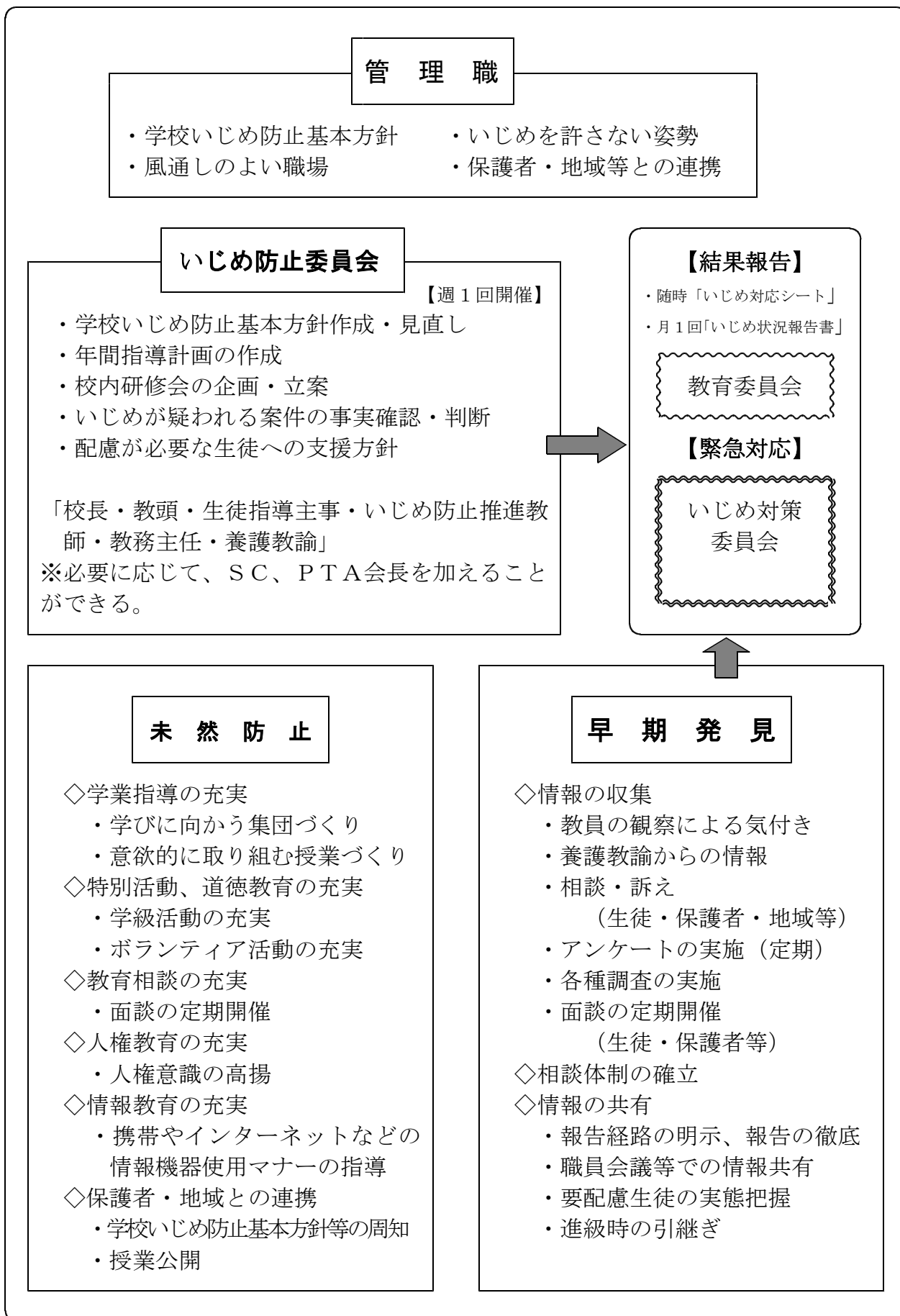
＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、いじめは絶対に許されない、という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から生徒の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・校長が、いじめ問題に関する講話を全校朝会で行い、学校として、いじめは絶対に許されないということといじめに気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・生徒総会で『いじめをしない学級＝助け合える学級』に関する取り組みを発表する。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便り、PTA例会、地域健全育成会議等で伝えて、理解と協力をお願いする。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



5 いじめの早期発見について

<変化に気づく>

- ・生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、教師は積極的に声掛けを行い、生徒に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

<誰にでも相談ができる>

- ・困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめを受けた生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

6 解決に向けた対応について

① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、いじめ防止委員会が中心となり、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭や医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起さない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。

③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

7 重大事態への対応について

①重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒が精神性の疾患を発生した場合
- ウ 生徒が身体に重大な障害をあった場合
- エ 生徒が金銭を奪い取られた場合

②重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③重大事態の調査

- ア 重大事態が生じた場合は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ防止推進教師、該当学年主任及び学級担任、養護教諭、ＳＣからなる組織（いじめ対策委員会）を設置し調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

8 評価

PDCAサイクルを生かし、学期ごとに評価し、改善を加えながら、取り組んでいく。

(1) 評価日程

4月	P l a n	「荒川中学校いじめ基本方針」の趣旨説明と内容の確認
5月	D o	方針に沿った実践
6月		
7月	C h e c k	評価シートを使って取組を教師間で評価
8月	A c t i o n	改善点を話し合い、実践に生かす
9月	D o	改善した方針に沿った実践
10月		
11月		
12月	C h e c k	評価シートを使って取組を教師間で評価
1月	A c t i o n	改善点を話し合い、実践に生かす
2月	D o	改善した方針に沿った実践
3月	C h e c k	1年間の実践を通して評価する

(2) 評価シート

学期末に、次の表かシートを使って改善を図る。

「いじめ問題への取り組みのチェックポイント」

番 号	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト	評 価
1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に、一致協力体制を確立して実践にあたっているか。	
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。	
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
7	学級活動や生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。	
8	生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
9	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	
10	いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	
11	いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
14	生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。	
15	いじめの把握にあたっては、スクールアドバイザーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。	
16	生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
17	いじめについて訴えなどがあつたときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく、的確に対応しているか。	
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を行っているか。	
19	校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。	
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	

21	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
22	生徒等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。	
23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。	
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
25	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。	
26	PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	

10 その他

いじめられている生徒のサインを見逃さないためのチェックシート

場 面	チェック	学校生活でのサイン
登校時 朝の学活		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		保健室・トイレに行くようになる。 学習道具等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱になる。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
給食、休み 時間、掃除 時間等		給食にいたずらをされる。 給食を自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等		慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

チェック	いじめられている生徒の周りのサイン	確認
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

チェック	いじめている生徒のサイン	確認
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。	

家庭でも多くのサインを出している。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

チェック	家庭でのサイン	確認
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。	

いじめによる緊急時の対応

